

第2部 意匠制度の利用史

序説（『意匠制度 100 年の歩み』より）

この 100 年間、デザイン界ではさまざまな運動や主張が起こり、消えていった。機能主義、アールヌーボー、セザンション、ドイツ工作連盟、未来派、バウハウス、エスプリ・ヌーボー、最近ではポストモダンが叫ばれてすでに久しい。

こうした運動や主張はそれぞれにある時期、ある問題に対して鮮明な提案を行なってきたが、これをいわばデザイン史の突出した動きとすれば、その水面下で脈々と連なるデザイン活動の流れがあった。

ここに収録したデザインは、デザインが産業と密接に結びつき、実用性を離れることなく創作されてきたという点で 100 年間を一貫している流れである。この流れを形づくったのが意匠制度である。

ここには上に触れた様々な傾向を反映したものもあれば、そうでないものもある。しかしここで特筆していいと思うことは、100 年間に渡って 100 万件に達するデザインを系統的に保存したところは日本では他には無いであろうということである。

これを忠実にレポートしようとするならば、数千点の図面を掲載しなければならない。ここでは意匠制度の歩みに大まかな時代区分を行ない、それぞれの時代の登録意匠を拾い出すことにより、意匠制度がどのように利用されたかを通観しようとするものである。

意匠制度創設当時「意匠（英語のデザイン）」とは「工業上ノ物品ニ応用スベキ考案即チ各種ノ形状、模様等ニシテ工業ト相須テ離レルベカラザルモノ」と認識され、デザインの「新たな創意発明について創意発明者の所有を認め、その権利を保護するのは〔知的財産ノ安全〕を図るため、また社会公衆の知識を開き〔殖産ヲ進ムル〕に最も必要なことである」とその創設の理由をあきらかにしている。

そして、現行法において意匠制度は、意匠の保護および利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的としているが同様の認識に基くものである。

明治維新後、開国によって我が国は近代国家の確立を目指して歩み始め、軽工業時代から重工業時代を得て情報化時代へと移行してきた。その変化は意匠の出願件数と内容にもつづきに見ることができる。

意匠登録制度の利用の観点から見ると、その変遷は産業の発展形態および企業活動の足跡を反映しているといえよう。事実この間、昭和 62 年末までに 1,672,225 件の出願があり、登録も 893,573 件に達している。それはとりもなおさず意匠が知的財産として企業活動とともにあり意匠制度が利用されてきたことを示すものといえよう。

この章は、この様な意匠制度を通して示された各時代の意匠の動向を紹介するものであり、活用という観点から意匠管理上の紛争についても触れることにした。編纂にあたっては、主として「工業所有権制度百年史」の意匠の変遷の項を新たに付け加えて再編した。

時代構成は明治、大正、昭和Ⅰ、昭和Ⅱ、昭和Ⅲ、昭和Ⅳの 6 つの時代に区分し、各時代の冒頭にその時代の社会および意匠の状況を示し、次にその時代の制度に現われた意匠を紹介したものである。

なお本書を執筆するにあたって多くの文献を利用させていただいたので、文末にまとめて記載した。また、いちいちお断わり出来なかったものもあり、ここであわせてお断わりしたい。